

	<p>現地机上審査、プロジェクト対象地の実査、確認後、審査チームによる当日所見報告を説明し、所見内容、追加確認事項の回答納期等について協議、合意を得て修了した。</p>
<p>プロジェクト情報 (A・B)</p>	<p>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>適格性要件(C)</p>	<p>プロジェクト計画書、証拠書類などを文書上で確認し、実査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書における方法論の適用は実施規則及び方法論 No.R001 Ver.4.1 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及び実査において判明した範囲において、プロジェクト計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p> <p>条件 1:プロジェクト実施地が森林法第 5 条に定める森林であることが明確に記述されており、妥当と判断される。</p> <p>条件 2:プロジェクト実施地において行なわれる施業は、以下の 3 つの条件を満たす施業であることが求められている。</p> <p>(1) 森林施業計画単位であること。クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画において転用及び主伐が計画されていないこと。(ただし森林施業計画単位でのプロジェクト申請が困難な場合は、追加的な制約条件を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする)</p> <p>(2) 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業(間伐)されたものであること。</p> <p>(3) 2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされていること。</p> <p>本プロジェクトにおける施業は、森林施業計画認定書(認定番号 北農 19-1 変 2-22 平成 22 年 6 月 25 日)に認められた北秋田市森林施業計画書(平成 19 年 7 月 22 日～平成 24 年 7 月 21 日)に基づくものであり、当該森林施業計画において転用や主伐は計画されていない。</p> <p>また本プロジェクトは森林施業計画の間伐対象地のみを抽出するものであるが、森林施業計画の全体の写しが提出されており、また当該森林施業計画において土地の転用や主伐は計画されていないため、間伐対象地のみをプロジェクト対象地として抽出する場合の追加的な制約条件を満たしている。</p> <p>なお当該森林施業計画の計画期間は 2012 年 7 月 21 日までとなっており、2013 年 3 月 31 日までの森林施業計画は未策定であるが、北秋田市の担当部署である産業部農林課へのインタビューにて 2012 年 7 月 22 日以降も改正森林法に基づく森林経営計画を策定し引き続き持続的な森林施業が行われる予定であることを確認し、またプロジェクト計画書 C.2.2 において 2012</p>

	<p>年 7 月 22 日以降も計画を延長する意向が明記されていることを確認した。</p> <p>以上から、本プロジェクトは条件 2 に適合しており、妥当と判断される。</p> <p>条件 3: 森林施業計画に計画されている施業に関しては、森林施業計画が秋田県知事により認定されているため妥当と判断される。</p>												
<p>排出量・吸収量算定 (I・II)</p>	<p>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画における吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また当プロジェクトのモニタリング計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。施業年と吸収量算定年につき、J-VER 制度モニタリング方法ガイドライン(Ver.3.0)I-7の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており妥当と判断される。</p> <p>吸収量の計算結果は下記の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="451 819 1382 954"> <thead> <tr> <th>2008 年度</th> <th>2009 年度</th> <th>2010 年度</th> <th>2011 年度</th> <th>2012 年度</th> <th>合計 (t-CO2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,924</td> <td>2,608</td> <td>2,726</td> <td>2,914</td> <td>2,998</td> <td>13,168</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:合計値は各年度吸収量を集計後、整数化(小数点以下を切り捨て)</p>	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	合計 (t-CO2)	1,924	2,608	2,726	2,914	2,998	13,168
2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	合計 (t-CO2)								
1,924	2,608	2,726	2,914	2,998	13,168								
<p>モニタリング計画 (III～VI)</p>	<p>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画書は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。</p> <p>純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC について妥当であると判断される。</p> <p>モニタリング計画書は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>												
<p>その他(D)</p>	<p>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>												
<p>機関の見解 (サマリー・結論)</p>	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(Ver. 3.2)に基づいて実施された妥当性確認の範囲で、妥当性確認プロセス及び手順を進めた結果、グリーンプラス株式会社が実施する当該プロジェクトは、方法論の適格性基準を満たしていることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の 10%未満という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対してオフセット・クレジット(J-VER)認証委員会による登録</p>												

	を行なうことを推奨する。
パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの募集期間 2011年9月6日～2011年9月19日	
コメント 意見募集期間中に受領した意見はなかった。	
妥当性確認機関の見解 問題なし。	

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。